

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の実施</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、<u>侵害の事実が疎明されているか否かの判断に技術等に関する専門的な意見を要しないことが明らかである又は裁判所若しくは特許庁（以下「裁判所等」という。）の判断を待つことが真に必要と認められる等の特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び申立先税関（差止申立てが提出された税関をいう。以下同じ。）の本関知的財産調査官（本関に設置された知的財産調査官をいう。以下同じ。）は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合は、経済産業大臣意見書及び経済産業大臣認定書の記載事項については、既に経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象とならないことに留意する。</u></p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>専門委員意見照会を実施しない場合は、事前に關税局業務課知的財産調査室と協議することとする。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>3 専門委員の委嘱等</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 専門委員の委嘱</p> <p>総括知的財産調査官は、上記(2)により選定された専門委員予定者に対し「委嘱状」（別紙様式1）を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、申立先税関の税関長とする。</p>	<p>第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び申立先税関（差止申立てが提出された税関をいう。以下同じ。）の本関知的財産調査官（本関に設置された知的財産調査官をいう。以下同じ。）は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合には、経済産業大臣意見書及び経済産業大臣認定書の記載事項については、既に経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象とならないことに留意する。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>(2) （同左） <u>（新規）</u></p> <p>2 （同左）</p> <p>3 専門委員の委嘱等</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 専門委員の委嘱</p> <p>総括知的財産調査官は、<u>専門委員に意見を聴く場</u>（以下「意見聴取の場」という。）の日時の調整後、上記(2)により選定された専門委員予定者に対し「委嘱状」（別紙様式1）を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、申立先税関の税関長とする。</p>

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(別紙様式2)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(4) 意見聴取の場の調整</p> <p><u>専門委員意見照会を実施する場合、原則として、専門委員が意見書の作成のために当事者の意見を聴取する場</u>（以下「意見聴取の場」という。）を開催することとする。なお、総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を次により決定するものとする。</p> <p>イ 委嘱状を交付した後、速やかに日時の調整を行う。</p> <p>ロ 意見聴取の場として、専門委員の都合を考慮のうえ二以上の候補日時を設定し、当事者に通知する。</p> <p>ハ 当事者から候補日時についての都合を聴いたうえで、意見聴取の場の日時を決定する。</p> <p>(注) 意見聴取の場は、輸入差止申立ての公表の日から2か月以降（利害関係者がいない場合は1か月半以降）を目途に設定するものとする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) <u>意見聴取の場の省略</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する場合であって、総括知的財産調査官が開催の必要性がないと認め、かつ当事者の合意が得られたときは、意見聴取の場の全部又は一部を省略して差し支えない。</u></p> <p>イ 専門委員が当事者からの提出資料のみで意見書の作成が可能と判断した場合</p> <p>ロ 利害関係者が多数存在する場合等で、専門委員が一部の利害関係者の意見を聴取すれば意見書の作成が可能と判断した場合</p> <p>ハ その他、専門委員が開催不要と判断した場合</p> <p>(注) 意見聴取の場を開催しない場合、この章における意見聴取の場の開催に係る事務は行わないこととなるが、専門委員による意見</p>	<p>(注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(別紙様式2)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(4) 意見聴取の場の<u>日時決定</u></p> <p>総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を次により決定するものとする。</p> <p>イ 意見聴取の場として、専門委員の都合を考慮のうえ二以上の候補日時を設定し、当事者に通知する。</p> <p>ロ 当事者から候補日時についての都合を聴いたうえで、意見聴取の場の日時を決定する。</p> <p>(注) 意見聴取の場は、輸入差止申立ての公表の日から2か月以降（利害関係者がいない場合は1か月半以降）を目途に設定するものとする。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (新規)</p>

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
書の作成、当該意見書の当事者等への開示等の事務は行うことによ <u>留意する。</u>	
4～6 (省略)	
7 意見聴取の場における留意事項 総括知的財産調査官は、意見聴取の場を進行するにあたって、以下の事項に留意するものとする。 (1) 意見陳述の場の円滑な進行 総括知的財産調査官は、必要があると認められるときは当事者の意見陳述又は反論について簡略化を促し、又は中断を求めることができるものとする。 (2) 意見陳述又は反論の除外 総括知的財産調査官は、意見陳述の場において、当該申立てと無関係かつ専門委員に予断を与えるおそれのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して専門委員意見書を作成するよう、意見聴取の場又は後日であって専門委員意見書作成前に、専門委員に対して注意喚起する。 (3) 当事者の意見陳述 イ及びロ (省略) ハ 意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。 (4) 専門委員及び税関からの質問 イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。なお、専門委員から意見を求められた場合を除	7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。また、総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、中断を求めることができるものとする。なお、意見陳述の場において、当該申立てと無関係かつ専門委員に予断を与える恐れのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して専門委員意見書を作成するよう、意見聴取の場又は後日であって専門委員意見書作成前に、専門委員に対して注意喚起するよう努めることとする。 (1) 事案名の読み上げ 申立て人、差止対象物品及び知的財産の内容等により、事案名の読み上げを行う。 (2) 進行手順の説明 進行手順等の説明を行う。 (3) 専門委員の紹介 専門委員を紹介する。 (4) 出席当事者の確認 出席した当事者及び代理人・補助者の確認を行う。 (5) 当事者の意見陳述 イ及びロ (同左) ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。 (6) 専門委員及び税関からの質問 イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
き、当事者による他の当事者の意見に対する意見の陳述はできないものとする。 □ 総括知的財産調査官又は申立先税関の本関知的財産調査官は、必要と認める事項について、質問をすることができるものとする。	□ 専門委員から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見の陳述はできないものとする。 △ 総括知的財産調査官又は申立先税関の本関知的財産調査官は、必要と認める事項について、質問をすることができるものとする。
(5) 専門委員の意見交換 イ及びロ (省略)	(7) 専門委員の意見交換 イ及びロ (同左)
(6) 補足意見の求め（専門委員による求釈明）等 イ及びロ (省略)	(8) 補足意見の求め（専門委員による求釈明）等 イ及びロ (同左)
(7) 今後の予定の説明 総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から受理・不受理・保留の決定に至るまでの今後の予定を伝えるものとする。	(9) 今後の予定の説明 総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から受理・不受理・保留の決定に至るまでの今後の予定を伝えるものとする。
8～9 (省略)	8～9 (同左)
10 専門委員意見書 (1)及び(2) (省略) (3) 専門委員による意見の内容 イ (省略) ロ 専門委員は、意見照会に係る事案に関し、当事者が侵害の有無について裁判所等において争っている場合又は争うことが見込まれる場合には、裁判所等の判断が出るまで当該申立てを保留とすべき旨の意見を述べることができるものとする。	10 専門委員意見書 (1)及び(2) (同左) (3) 専門委員による意見の内容 イ (同左) ロ 専門委員は、意見照会に係る事案に関し、当事者が侵害の有無について裁判所若しくは特許庁（以下「裁判所等」という。）において争っている場合又は争うことが見込まれる場合には、裁判所等の判断が出るまで当該申立てを保留とすべき旨の意見を述べができるものとする。
(4) (省略)	(4) (同左)
11～14 (省略)	11～14 (同左)
第2章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い	第2章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い
認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。	認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1 認定手続における専門委員意見照会の実施 (1)～(3) (省略)	1 認定手続における専門委員意見照会 <u>を実施する場合</u> (1)～(3) (同左)
2 (省略)	2 (同左)
3 意見聴取の場の開催の要望 (1) (省略) (2) 当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合は、関税法基本通達69の12-1-4の(3)のロの弁明の提出期限までに書面で提出させるものとし、当該要望が認定手続を不当に遅延させることを目的とするものでないと認められるときは、 <u>意見書の作成のために専門委員が当事者の意見を聴くことを目的として、意見聴取の場を開催することとする。</u> (注) 意見聴取の場を開催する場合においても、検討する事項については、当事者の方である輸入者の異同にかかわらず、輸入差止めの際に明らかでなかった新たな争点等に限定されることに留意する。	3 意見聴取の場の開催の要望 (1) (同左) (2) 当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合は、関税法基本通達69の12-1-4の(3)のロの弁明の提出期限までに書面で提出させるものとし、当該要望が認定手続を不当に遅延させることを目的とするものでないと認められるときは、 <u>意見聴取の場を開催することとする。</u> (注) 意見聴取の場を開催する場合においても、検討する事項については、当事者の方である輸入者の異同にかかわらず、輸入差止めの際に明らかでなかった新たな争点等に限定されることに留意する。
4～6 (省略)	4～6 (同左)
7 意見聴取の場における留意事項 総括知的財産調査官は、意見聴取の場を進行するにあたって、以下の事項に留意するものとする。 (1) 意見陳述の場の円滑な進行 総括知的財産調査官は、必要があると認められるときは当事者の意見陳述又は反論について簡略化を促し、又は中断を求めることができるものとする。 (2) 意見陳述又は反論の除外 総括知的財産調査官は、意見陳述の場において、当該申立てと無関係かつ専門委員に予断を与えるおそれのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して意見を述べるよう、当該意見が述べられる前に、専門委員に対して注意喚起するよう努めることとする。	7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、 <u>以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。</u> また、総括知的財産調査官は、 <u>意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、中断を求めることができるものとする。</u> なお、意見陳述の場において、当該認定と無関係かつ専門委員に予断を与える恐れのある意見陳述又は反論が行われた場合には、 <u>当該意見陳述又は反論を除外して意見を述べるよう、当該意見が述べられる前に、専門委員に対して注意喚起するよう努めることとする。</u> (1) 事案名の読み上げ <u>権利者、対象物品及び知的財産の内容等により、事案名の読み上げを行う。</u>

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に、専門委員に対して注意喚起する。	(2) 税関の考え方の紹介 上記5(1)イの税関の考え方を紹介する。
(3) 当事者の意見陳述 イ及びロ (省略) ハ 意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。	(3) 進行手順の説明 進行手順等の説明を行う。 (4) 専門委員の紹介 専門委員を紹介する。 (5) 出席当事者の確認 出席した当事者及び代理人・補助者の確認を行う。 (6) 当事者の意見陳述 イ及びロ (同左) ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。
(4) 専門委員及び税関からの質問等 イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。なお、専門委員から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見の陳述はできないものとする。 ロ 総括知的財産調査官又は対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、必要と認める事項について、質問等をすることができるものとする。	(7) 専門委員及び税関からの質問等 イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。 ロ 専門委員から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見の陳述はできないものとする。 ハ 総括知的財産調査官又は対象認定手続を執っている知的財産調査官等は、必要と認める事項について、質問等をすることができるものとする。
(5) 専門委員の意見交換 イ及びロ (省略)	(8) 専門委員の意見交換 イ及びロ (同左)
(6) 補足意見の求め（専門委員による求釈明）等 イ及びロ (省略)	(9) 補足意見の求め（専門委員による求釈明）等 イ及びロ (同左)
(7) 今後の予定の説明 総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から侵害疑義物品が侵害物品に該当するか否かの認定に至るまでの今後の予定を伝えるものとする。	(10) 今後の予定の説明 総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から侵害疑義物品が侵害物品に該当するか否かの認定に至るまでの今後の予定を伝えるものとする。
8～12 (省略)	8～12 (同左)